

お家で防犯対策！

首都圏では、強盗事件などの凶悪犯罪が多発しています。
被害に遭わないためにも、自宅での防犯対策を強化しましょう。

しっかり戸締り！



外出時はもちろん、在宅時・就寝時にもしっかりと鍵をかけましょう。

ごみ捨てなど、短時間の外出でも忘れずに！

「光」と「音」でガード！



犯罪者は「光」「音」を嫌います。
センサーライトや防犯砂利、防犯ブザーなどを設置すると効果的！



来客対応は慎重に！

来客の際は、すぐにドアを開けずに、インターフォンやドアスコープなどで相手と要件を確認してから開けましょう！

知らない相手や要件が不審なときは、ドアを開けない！



自宅内に保管する 現金等は必要な分だけ！

現金や金品・宝石類などは、必要な分だけ手元に置くようにしましょう。



不審者から子どもと地域を守るため “ながら”見守りをお願いします！

子どもたちの安全な登下校には、地域の皆さんの多くの【目】が必要です。「ウォーキングしながら」「犬の散歩しながら」「買い物しながら」など、日常生活の中で子どもたちに少しでも意識を向けてください。

一人ひとりの「できる範囲」での見守りが、犯罪の抑止に繋がります。

あなたの身近な行動が、地域全体の大きな安心に変わります。

一緒に見守りの輪を広げましょう！

不審に思ったらすぐ警察に 相談しましょう！

見かけない人が近所をうろついていた。個人情報を訪ねてくる電話があった等些細なことでも不審に思ったら110番もしくは近くの警察署に連絡してください。

福島警察署 ☎024-522-2121

福島北警察署 ☎024-554-0110

福島市における 街頭犯罪等の発生件数

(令和7年1月～12月)



全国的に刑法犯が増加する中、地域の安全を守るためには、警察の活動だけでなく市民一人ひとりの防犯意識が欠かせません。関係機関や団体と手を取り合い、自発的な防犯活動に取り組むことが重要です。誰もが安心して暮らせる街を共につくっていきましょう。

概数(単位：件)

強盗	不同意わいせつ	空き巣	忍込み	事務所荒し	出店荒し	ひったくり	車上ねらい	自販機ねらい	部品ねらい	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	万引き	その他	全刑法犯	R6全刑法犯
1	10	24	9	10	11	0	34	0	14	3	3	227	204	723	1,273	1,168



福島市における交通事故(人身事故)発生状況【概数】

市内における交通事故は平成15年以降減少していましたが、昨年は増加しています。

令和6年			令和7年			比較(R6 : R7)		
件数 (件)	死者数 (人)	傷者数 (人)	件数 (件)	死者数 (人)	傷者数 (人)	件数 (件)	死者数 (人)	傷者数 (人)
399	4	465	457	6	523	58	2	58

STOP 飲酒運転

絶対しない・させない・許さない

飲酒運転はなぜ危険？

それは、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下する状況になるからです。

具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」「車間距離の判断を誤る」「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。

酒に弱い人だけでなく、酒に強いと言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼすことが各種調査研究により明らかになっているため、飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません！

出典：警察庁 みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」

「つい、うっかり」が事故のもとに。 自転車の『青切符』制度 4月からスタート！

近年、自転車による交通事故が増加していることをご存知ですか？4月から自転車の交通違反に「青切符」制度が導入されます。あなたと大切な家族の安全を守るため、これを機に、ご家族や友人と「正しい自転車のルール」について、あらためて話し合ってみませんか？

自転車に乗るときの5つのルール 【自転車安全利用五則】

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外 歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車は車の仲間です

福島市幼児交通安全クラブ ♪ 参加者募集 ♪

お子さんと一緒に交通ルールを学びませんか？
模擬信号での横断練習のほか、歌やクイズを通して、遊びながらルールを身につけられます。親子でのお出かけがもっと楽しくなるように、一緒に安全を学びましょう！



↑詳細は市HPをご覧ください

市民交通災害共済 加入受付中！

交通事故により4日以上入院・通院をされた場合、その実日数に応じて見舞金をお支払いする制度です。
自転車の自損事故も対象となります。

- 加入資格：申込時に福島市または県内12市に住民登録がある方
- 年会費：1人500円 ※年度途中の加入でも同額
- 申込方法：生活課、各支所・出張所、西口行政サービスコーナー
- 共済期間：4月1日～令和9年3月31日
※4月1日以降に加入した場合は、加入日翌日～令和9年3月31日

福島市安全で安心なまちづくり推進協議会

〒960-8601

福島市五老内町3-1 福島市市民・文化スポーツ部生活課内

☎024(525)3787

令和8年4月発行